

次期ごみ処理施設整備・運営事業

要求水準書（案）

運営・維持管理業務編

令和4年1月7日

岐阜羽島衛生施設組合

目 次

第1章 総則	1
第1節 事業概要	1
第2節 計画主要目	3
第3節 一般事項	4
第4節 運営・維持管理業務条件	11
第2章 運営・維持管理体制	13
第1節 業務実施体制	13
第2節 有資格者の配置	13
第3節 連絡体制	14
第3章 運転管理業務	15
第1節 複合施設の運転管理	15
第2節 受付・計量業務	15
第3節 搬入管理	17
第4節 適正処理・適正運転	17
第5節 運転管理体制	18
第6節 関連施設の管理	18
第7節 運転計画の作成	19
第8節 運転管理記録の作成	20
第9節 焼却残さ等の処理・処分	20
第10節 エネルギー利用	22
第11節 性能試験の実施	22
第12節 ホームページの作成・運用	22
第13節 その他	23
第4章 維持管理業務	24
第1節 複合施設の維持管理業務	24
第2節 保守管理	24
第3節 修繕工事	26
第4節 清掃	28
第5節 維持管理マニュアル	28
第6節 精密機能検査	28
第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施	28
第5章 測定管理業務	30
第1節 本件施設の測定管理業務	30
第2節 測定管理マニュアル	30
第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応	32
第4節 環境影響評価の事後調査	34
第6章 防災管理業務	35
第1節 複合施設の防災管理業務	35

第2節	二次災害の防止	35
第3節	緊急対応マニュアルの作成	35
第4節	自主防災組織の整備	35
第5節	防災訓練の実施	35
第6節	事故報告書の作成	36
第7節	関連施設の災害時利活用	36
第8節	災害等対応マニュアルの作成	36
第7章	関連業務	37
第1節	複合施設の関連業務	37
第2節	植栽管理	37
第3節	施設警備・防犯	37
第4節	見学者対応	37
第5節	周辺住民対応	38
第6節	災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	38
第8章	情報管理業務	39
第1節	複合施設の情報管理業務	39
第2節	運営体制	39
第3節	運営マニュアル	39
第4節	運転	40
第5節	保守管理	40
第6節	補修工事	40
第7節	更新工事	40
第8節	保全工事	41
第9節	作業環境管理	41
第10節	清掃実施、植栽管理実施	41
第11節	測定管理	41
第12節	施設情報管理	41
第13節	防災管理	42
第14節	業務完了報告	42
第15節	その他管理記録報告	42
第16節	情報セキュリティ	42
第9章	組合によるモニタリング	43
第1節	業務実施状況のモニタリング	43
第2節	財務状況のモニタリング	43
第3節	運営管理状況のモニタリング	43
第4節	周辺環境のモニタリング	43

本要求水準書において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業組合	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業をいう。 岐阜羽島衛生施設組合をいう。
関係市町	岐阜羽島衛生施設組合を構成する2市2町（岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町）をいう。
本件施設	本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備のうち、ごみ処理を用途とする施設をいい、工場棟、管理棟、計量棟、ストックヤード棟（溶融を行う場合）、洗車場の他、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等で構成され、関連施設を除く一式をいう。
関連施設	本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備のうち、住民が使用する施設をいい、地域貢献施設及び多目的広場で構成されるものをいう。
複合施設	本事業において、設計・建設され、運営される施設及び設備である本件施設及び関連施設の総称をいう。
プラント	複合施設のうちごみ処理に必要なすべての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
建築物等	複合施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、組合が開催する学識経験者などで構成される組織「岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定委員会」をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループをいう。
代表企業 構成員	入札手続きにおいて応募者の代表を務めるものをいう。 応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行うものをいう。
協力企業	応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行わないもので、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負又は受託することを予定しているものをいう。
設計・建設業務 運営・維持管理業務	本事業のうち、複合施設の設計・建設に係る業務をいう。 本事業のうち、複合施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
落札者	組合が設置する委員会による評価をもとに、事業契約の締結を予定するものとして組合が決定した応募者をいう。
民間事業者	組合と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。

建設事業者	本事業において、複合施設の設計・建設業務を担当するもので、複数企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、複合施設の運営・維持管理業務を行うものをいう。
残さ運搬事業者	本事業において、残さ運搬業務を行うものをいう。
残さ資源化等事業者	本事業において、残さ資源化等業務を行うものをいう。
運営事業者等	運営事業者、残さ運搬事業者、残さ資源化等事業者など、本事業における運営・維持管理業務を行うものをいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
基本協定	民間事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての組合と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、組合と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
残さ運搬業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合、運営事業者及び残さ運搬事業者の三者が締結する契約をいう。
残さ資源化等業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合、運営事業者及び残さ資源化等事業者の三者が締結する契約をいう。
要求水準書	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
設計・建設業務編	
要求水準書	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
運営・維持管理業務編	
要求水準書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編の総称をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して、配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類をいう。
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。

別紙1本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。受注者は「(参考)」と記載されたものについて、実施設計図書で補足・完備させなければならない。また、本要求水準書の仕様を示す記述方法は次のとおりである。

(1) [] 書きで仕様が示されているもの

組合が標準仕様として考えるものである。提案を妨げるものではないが、同等品

や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、組合が妥当と判断した場合に変更を可とする。

(2) [] 書きで仕様が示されていないもの

提案によるものとする。

(3) [] 書きが無く、仕様が示されているもの

組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり組合が認める場合に変更を可とする。

第1章 総則

次期ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書 運営・維持管理業務編（以下「本要求水準書」という。）は、組合が発注する本事業の運営・維持管理業務に適用する。

第1節 事業概要

1 事業の目的

組合は、ごみ及びし尿の共同処理を目的とした関係市町（羽島市のし尿を除く）から構成される一部事務組合である。

昭和40年2月に岐阜市境川地内にごみ処理施設を建設し、平成7年3月には、施設を更新し共同処理をしてきたが、地域住民との覚書により、平成28年4月から稼働を停止している。稼働停止以降、岐阜市は所有するごみ処理施設において処理を行い、他の関係市町は県外の民間施設に処理を委託している。

本業務は組合において関係市町の安定的、継続的なごみ処理体制を再構築するために、羽島市福寿町平方地区において次期ごみ処理施設の整備運営を行うものである。

組合は、施設整備に当たって次の基本方針を定めている。

(1) 安全で安心できる施設

爆発や火災などの事故が発生しないよう万全の対策を講じるとともに、不測の事故、天災に際しても二次災害を引き起こさないよう安全な施設。そして、地域や作業環境において安全性が確保された施設とする。

(2) 周辺環境に調和した施設

公害防止対策は、技術的・経済的に対応可能な最高水準のものとし、法に定める基準よりも厳しい自主基準により管理できる施設とする。

(3) 資源及びエネルギー回収に優れた施設

環境保全や資源の有効利用が求められている社会的背景から、廃棄物を有効利用し、効率的なエネルギー回収、資源の循環型処理ができる施設とする。

(4) 経済性に優れた施設

建設費、維持管理費、処分費などトータルコストの軽減を意識した施設とする。

(5) 災害時に対応できる施設

災害の影響を受けることなく、安定的なごみ処理を継続できる施設。また、災害時に地域にエネルギーを供給できる施設とする。

2 基本事項

1) 事業名

岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業

2) 施設管理者

岐阜羽島衛生施設組合 管理者 岐阜市長 柴橋 正直

3) 施設規模

焼却施設 65t/日×2炉 計 130t/日

地域貢献施設 浴場、トレーニング室、多目的会議室等

多目的広場

4) 建設場所

岐阜県羽島市福寿町平方地区

5) 敷地面積

約 31,500 m² (添付資料-1 参照)

3 本業務対象施設の概要

本業務の対象施設は、次の本件施設と関連施設で構成され、あわせて複合施設と呼ぶものとする。

1) 本件施設

- (1) 工場棟
- (2) 管理棟
- (3) 計量棟
- (4) スラグストックヤード棟 (溶融を行う場合)
- (5) 洗車場

2) 関連施設

- (1) 地域貢献施設 (管理棟と合棟)
- (2) 多目的広場

4 業務期間

運営・維持管理業務：令和9年4月1日から令和29年3月31日まで(20年間)

ただし、運営事業者は組合が本件施設を供用開始後約30年間使用する計画であることを前提として運営・維持管理業務を行うものとする。

5 業務実施区域

複合施設対象区域 (添付資料-1 参照)

6 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、複合施設に関する次の業務とする。

1) 運転管理業務

- 2) 維持管理業務
- 3) 測定管理業務
- 4) 防災管理業務
- 5) 関連業務
- 6) 情報管理業務

第2節 計画主要目

1 計画年間処理量

要求水準書 設計・建設業務編 によるものとする。

2 計画ごみ質

要求水準書 設計・建設業務編 によるものとする。

3 搬出入

要求水準書 設計・建設業務編 によるものとする。

4 余熱利用計画

要求水準書 設計・建設業務編 によるものとする。

5 公害防止基準

要求水準書 設計・建設業務編 によるものとする。

6 処理生成物の基準

要求水準書 設計・建設業務編 によるものとする。

7 敷地周辺状況

要求水準書 設計・建設業務編 によるものとする。

8 複合施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び事業提案書が定める、複合施設が備えているべき性能及び機能をいう。

第3節 一般事項

1 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

表 1.1 関係法令等例示(1/3)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	電気事業法（昭和39年法律第170号）
環境基本法（平成5年法律第91号）	電気工事士法（昭和35年法律第139号）
都市計画法（昭和43年法律第100号）	電波法（昭和25年法律第131号）
大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成24年経済産業省令第46号）
騒音規制法（昭和43年法律第98号）	電気用品安全法（昭和36年法律第234号）
振動規制法（昭和51年法律第64号）	再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
悪臭防止法（昭和46年法律第91号）	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）	航空法（昭和27年法律第231号）
下水道法（昭和33年法律第79号）	景観法（平成16年法律第110号）
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）	計量法（平成4年法律第51号）
水道法（昭和32年法律第177号）	道路法（昭和27年法律第180号）
建築基準法（昭和25年法律第201号）	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
建築士法（昭和25年法律第202号）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
消防法（昭和23年法律第186号）	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）
建設業法（昭和24年法律第100号）	労働基準法（昭和22年法律第49号）
河川法（昭和39年法律第167号）	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
工場立地法（昭和34年法律第24号）	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

表 1.1 関係法令等例示(2/3)

電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成9年通商産業省令第52号)	岐阜県公害防止条例(昭和43年条例第35号)
クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)及びクレーン構造規格(平成7年労働省告示第134号)	岐阜県環境影響評価条例(平成7年条例第10号)
ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)	岐阜県福祉のまちづくり条例(平成10年条例第8号)
事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号)	岐阜県公衆浴場法施行条例(昭和24年条例第14号)
酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号)	岐阜県公衆浴場又は旅館業に供する施設における浴槽水等の使用水に関する基準(平成14年告示第124号)
特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)	関係する岐阜県の条例や規則など
発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)	羽島市下水道条例(平成11年条例第16号)
危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)	羽島市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)
一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)	関係する羽島市の条例や規則など
圧力容器構造規格(平成15年厚生労働省告示第196号)	岐阜羽島衛生施設組合の条例や規則など
ボイラー構造規格(平成元年労働省告示第65号)	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(平成9年厚生省水道環境部通知衛環21号)
廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について(平成10年生衛発第1572号)	ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(公益社団法人全国都市清掃会議)
廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について(平成10年生衛発第1572号)	電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン(資源エネルギー庁)
公衆浴場における衛生等管理要領等について(令和元年生食発0919第8号)	系統アクセスルールなど中部電力パワーグリッド株式会社が定める規定
公衆浴場法第3条第2項並びに旅館業法第4条第2項及び同法施行令第1条に基づく条例等にレジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針について(平成14年健発第1029004号)	高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン(経済産業省)

表 1.1 関係法令等例示(3/3)

高調波抑制対策技術指針（平成 7 年 10 月令和元年 5 月一般社団法人日本電気協会）	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年 3 月 31 日国営整第 157 号、国営設第 163 号）
日本産業規格	建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
電気学会電気規格調査会標準規格	建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
日本電機工業会規格	煙突構造設計指針（平成 19 年 11 月一般社団法人日本建築学会）
日本電線工業会規格	事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平成 4 年 労働省告示第 59 号)
日本電気技術規格委員会規格	分散型電源系統連系技術指針（平成 4 年 3 月社団法人日本電気協会）
日本照明器具工業会規格	道路土工各指針（公益社団法人日本道路協会）
公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）(国土交通省大臣官房官庁営繕部)	危険物施設の震災等対策ガイドライン（平成 26 年 5 月 消防庁）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）(国土交通省大臣官房官庁営繕部)	危険物施設の風水害対策ガイドライン（令和 2 年 3 月 消防庁）
機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）	建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和 2 年 6 月 国土交通省住宅局建築指導課）
電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）	循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（令和元年 12 月改正 厚生労働省）
工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）	レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成 30 年 8 月改正 厚生労働省）
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	岐阜県福祉のまちづくり施設整備マニュアル（岐阜県福祉のまちづくり条例）
官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	本業務に関係する岐阜羽島衛生施設組合の関係市町の条例、規則、要綱など
火力発電所の耐震設計規定（社団法人日本電気協会火力専門部会）	その他関連法令、規格、基準など

3 環境影響評価書の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本事業に係わる岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書を遵守すること。また、組合が実施する調査又は運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、対策を講じること。

4 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、関係市町が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5 官公署等の指導等

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本件施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

6 官公署等申請への協力

運営事業者は、組合が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営・維持管理に係る申請に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

7 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から複合施設の運営・維持管理に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告に当たっては、同内容を組合に報告し、その指示に基づき対応すること。

8 組合への報告

- 1) 運営事業者は、組合が複合施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- 2) 定期的な報告は、「第8章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第3節 11 急病等への対応」に基づくこと。

9 組合の検査等

運営事業者は、組合が実施する運営・維持管理全般に対する検査等に全面的に協力すること。また、この検査等において、組合が複合施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は組合が検査等を実施する場合、本件施設の運転を調整する等の協力をすること。

10 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合の承諾を得ること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて承諾を得ること。なお、体制を変更する場合は、組合の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4) 労働災害防止のための危害防止基準を確立すること。
- 5) 責任体制の明確化及び自主活動の促進を図ること等の総合的・計画的な対策を推進することによって、事業上における従業員の安全と健康を確保すること。
- 6) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 7) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発0110第1号、平成26年1月10日）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、対策委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、組合が定める者の同席を要すること。
- 8) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- 9) 運営事業者は、複合施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 10) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 11) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 12) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について組合に報告すること。
- 13) 運営事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 14) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催は、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。
- 15) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1 1 急病等への対応

- 1) 運営事業者は、複合施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時の急病等対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- 3) 工場棟 1 階、管理棟 3 階、地域貢献施設 1 階のそれぞれに 1 台設置してある AED の維持管理及び操作訓練を定期的実施すること。
- 4) 運営事業者は、急病人や緊急事態が発生した場合に備え、人工呼吸等の救助法を従業員に対し教育・訓練すること。

1 2 感染症への対策

運営事業者は、感染症に対するマニュアルを作成し、感染症に十分に配慮して運営すること。なお、感染症対策マニュアルには、感染症が流行した場合の事業継続計画を含めて作成すること。

1 3 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。

1 4 運営時の用役

1) 電気

事業用地において、複合施設の運営時に必要となる電気の基本料金及び使用料金については、運営事業者の負担とする。

なお、電気事業者との受給契約は組合の名義で行うものとし、売電収入の帰属先は組合とする。

2) 電気以外の用役

事業用地において、複合施設の運営時に必要となる電気以外の用役については、運営事業者が自ら調達することとする。なお、調達費用は運営事業者の負担とする。また、本件施設停止期間中の地域貢献施設の電気使用料や熱供給に伴う燃料使用料についても事業者の負担とする。

1 5 保険

運営事業者は複合施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険

等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に組合の承諾を得ること。

なお、組合は、複合施設の所有者として、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険並びに全国町村会総合賠償補償保険等を付保する予定である。

1 6 地域振興

複合施設の維持管理・運営に当たっては、関係市町内の住民に対する雇用促進のほか、関係市町内の企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること。

第4節 運営・維持管理業務条件

1 運営・維持管理

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- 1) 事業契約書
- 2) 要求水準書（設計・建設業務編）
- 3) 本要求水準書
- 4) 事業提案書
- 5) その他組合の指示するもの

2 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

3 要求水準書記載事項

本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

4 契約金額の変更

上記2、3の場合、契約金額の増額の手続きは行わない。

5 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、次の条件を満たし、複合施設を組合に引き渡すこと。組合は、複合施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。なお、引渡しに要する費用は、運営事業者負担とする。

- 1) 組合が本要求水準書に記載の業務を行うに当たり支障が無いよう、組合が指示する内容の業務の組合（運営委託を行う場合の次期運営事業者含む）への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各設備の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。
- 2) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

- 3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 5) 運営 17 年目終了時に、最新の長寿命化総合計画（「第 4 章 第 7 節 長寿命化総合計画の作成及び実施」参照）並びにそれまでの補修及び維持管理業務実績を考慮し、稼働 21 年目以降の運転計画が検討できる長寿命化総合計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 6) 事業期間終了時に事業期間終了後 1 年間の運転に必要な予備品・消耗品を納入すること。
- 7) 組合（運営委託を行う場合の次期運営事業者含む）に対し、本件施設においては最低 3 か月間、関連施設においては 1 か月間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、組合の承諾を得ること。また、組合は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、運営委託を行う場合において次期運営事業者に対し、原則として全てを開示するとともに、そのデータ等も引渡すものとする。
- 8) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、組合と運営事業者の協議によるものとし、令和 24 年度（運営開始後 16 年目）の時点において、事業期間終了後の複合施設の取扱について、組合と協議を開始すること。
- 9) 建設事業者は、事業期間終了後においても特定部品又はその後継部品（以下「特定部品」という。）の製造を継続するとともに、組合が特定部品を調達しようとするときは速やかに規定の価格で提供すること。なお、特定部品の種類及び価格の決定方法については組合と協議により決定する。
- 10) 組合は、事業期間終了前に性能要件の満足を確認するため、複合施設の機能・効率・能力等の確認を実施し、事業期間終了時において引き続き 1 年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態で引き渡すことを事業契約終了の条件とする。性能試験等の実施に当たっては、運営事業者が性能試験要領書（引渡性能試験と同程度の内容）を作成し、第三者機関が、性能試験要領書に基づいて施設の機能・効率・能力等の性能試験を組合の立会いの下に行う。なお、運営事業者は、事業期間終了後の 1 年間の運転期間中に、複合施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行い、通常の運営に支障を来さないようにすること。

第2章 運営・維持管理体制

第1節 業務実施体制

- 1) 運営事業者は、本業務の実施に当たり、適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- 3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合の承諾を得ること。

第2節 有資格者の配置

- 1) 運営事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第32号）第17条に定める技術管理者（以下「廃棄物処理施設技術管理者」という。）の資格を有し、廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者（関連施設を含む）として運営開始後2年間以上配置すること。また、運営開始2年後以降に変更が生じる場合は、同様の要件を満たす者又は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、本件施設の現場統括責任者に次ぐ職責を2年以上経験した技術者を配置しなければならない。
- 2) 運営事業者は、みなし設置者としてボイラータービン主任技術者及び電気主任技術者を配置すること。
- 3) 運営事業者は、本業務を行うに当たりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。
- 4) 運営事業者は、試運転時に必要と認められる場合は、必要な有資格者を試運転時に配置すること。

表 2.1 維持管理・運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ焼却施設）	複合施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
安全衛生推進者	安全衛生に係る技術的事項の管理（常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場）
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	酸欠や硫化水素危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症や硫化水素中毒を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
ボイラー技士	ボイラーの操作、点検を業務
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
クレーン・デリック運転士	クレーン・デリックの運転
第 3 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
第 2 種ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	焼却灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務
エネルギー管理員	エネルギーを消費する設備の維持管理、エネルギーの使用方法の改善・監視等の業務
ダイオキシン類業務に係る作業指揮者	焼却炉等の運転、点検作業を行う作業場の指揮
有機溶剤作業主任者	有機溶剤を取り扱う作業場の指揮、監督
ガス溶接技能資格者	可燃性ガス及び、酸素を用いて行う溶接、溶断の作業を担当
アーク溶接技能資格者	アークを用いて行う溶接、溶断の作業を担当

業務内容については、関係法令を遵守すること。

その他運営を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第 3 節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。

第3章 運転管理業務

第1節 複合施設の運転管理

運営事業者は、複合施設を適切に運転し、本件施設の要求性能（「第1章 第2節 8 本件施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。また、業務期間を通じて売電量が多くなるよう努めること。

第2節 受付・計量業務

1 受付管理

1) 本件施設

- (1) 搬入出車両を計量棟において受付、計量、記録、確認、管理を行うこと。
- (2) ごみの計量は、委託収集車及び許可業者は1度計量（搬入時のみ）とし、直接搬入者は2度計量とすること。
- (3) 委託収集車及び許可業者に対しては搬入用計量機、直接搬入者に対しては搬出用計量機での計量時にそれぞれ伝票を発行すること。
- (4) 直接搬入者に対して、ごみの排出地域、性状、形状、内容について、正しくごみが分別されていることを確認すること。基準を満たしていないごみ、又は関係市町が指定した袋に入れられていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を速やかに組合に報告すること。

2) 見学者受付

施設見学者の受付、記録、管理を行うこと。

3) 関連施設

- (1) 関連施設利用者の受付、記録、料金徴収、管理、各種案内を行うこと。
- (2) 地域貢献施設の多目的会議室、会議室及び調理室並びに多目的広場の貸出しの予約、受付、備品の貸出し、返却確認を行うこと。
- (3) 高齢者及び障がい者等で介助を必要とする利用者には、円滑な施設利用が可能なように適切な対応を行うこと。
- (4) 電話、メール等での各種問い合わせ、利用者からの苦情等について適切に対応すること。
- (5) 地域貢献施設内の適切な位置に掲示板、案内表示モニタ等を設置し、施設の利用方法や料金体系、イベント情報などを表示すること。

2 計量データの管理

「設計・建設業務編第2章第2節1 5)(2)」で示した日報、月報、年報を組合に提出すること。なお、直接搬入者については、計量票など組合が指定する様式も併せて提出するこ

と。また、計量の電子データを組合の指定する期間保管すること。

3 案内・指示

搬入車両に対し、搬入ルートとごみの投入場所について、ルート案内や荷降ろし場所の指示を行うとともに安全上の注意を行うこと。

4 事業系の直接搬入者からのごみ処理手数料の徴収

- 1) 岐阜市を除く羽島市、岐南町、笠松町（以下「手数料徴収市町」という。）の事業系の直接搬入者から、手数料徴収市町が定める金額を手数料徴収市町が定める納付書発行による方法で徴収すること。徴収した料金は、手数料徴収市町が定める方法によって手数料徴収市町の指定金融機関へ引き渡すこと。
- 2) 直接搬入者のごみ処理手数料徴収について、直接搬入者毎に月単位でまとめて納付書を発行し、直接搬入者に送付すること。
- 3) 納期限までの未納者に対する督促状発送（1回限り）を行うこと。なお、督促状発送の直接搬入者及び督促状発送後1か月を過ぎてなお納付がない直接搬入者について、手数料徴収市町に該当する直接搬入者を報告すること。
- 4) 手数料徴収市町が料金改定を行った場合は、速やかに「設計・建設業務編第2章第2節15)(8)」で示した対応を行うこと。

5 地域貢献施設の料金徴収

- 1) 地域貢献施設を利用するものから組合が定める金額を徴収すること。組合が料金改定を行った場合は、速やかに対応を行うこと。
- 2) 利用料金は組合の収入とする。

6 受付時間

1) 本件施設

(1) 収集委託業者及び許可業者

受付時間は、年始（1月1日から1月3日）を除く、月曜日から金曜日の午前8時から午後4時30分まで、土曜日の午前8時から午後4時までとし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）については、受付を行うこと。

(2) 直接搬入者

受付時間は、年末年始（12月29日から1月6日）を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで、土曜日の午前9時から午前11時までとし、祝日については、受付を行わないこと。

2) 関連施設

関連施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

また、休館日は年末年始（12月29日から1月3日）及び月曜日とする。月曜日が祝日の場合は開館日とし、翌日以降の平日を休館日とする。地域貢献施設の点検整備により長期の休館が必要な場合は組合と運営事業者の協議により別に休館日を設定することとする。臨時休館する場合は、やむを得ない事業がある場合を除き、休館日の1か月前には、組合と協議の上、利用者に周知すること。

なお、本件施設が点検整備期間等で全炉停止している場合においても浴場等は営業するため、地域貢献施設は開館日とすること。

第3節 搬入管理

- 1) 安全に搬入が行われるように、工場棟のプラットフォーム内及びその周辺において搬入車両を誘導、指示すること。適宜、誘導員を配置し、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うこと。
- 2) 直接搬入者と許可業者の荷降ろし時に適切な監視、指示を行うこと。
- 3) 運営事業者は、展開検査（パッカー車等の中身の検査）を月1回以上、組合立合いの下に行うこととし、実施に当たっては計画書を策定し、組合の承諾を得ること。
- 4) 処理対象物について、善良なる管理者の注意義務に従い、ダンピングボックスを活用するなどして、処理不適物の混入防止に努めること。特に、段ボール箱などに入れられたものについては、その中身について確認すること。また、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行うこと。
- 5) 計量棟やプラットフォームでの監視で確認された処理不適物及び資源物（搬入用の段ボール等含む）については、原則として持ち込んだ者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じない、又は受け入れ後に発見した場合などの理由により、処理不適物が残った場合は、適切に貯留すること。処理不適物の場外への搬出、処理・処分、それに伴う費用は組合が負担するものとする。
- 6) 処理不適物は、原則として、組合と運営事業者との事前協議により、定められた種類のものに限定される。なお、事前協議で処理不適物として定められていない種類のものであって、本件施設での処理が困難又は不相当であると運営事業者が申立てを行い、組合がこれを受理した場合には、新たに処理不適物の種類に加えてもよい。

第4節 適正処理・適正運転

- 1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- 2) 運営事業者は、複合施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- 3) 運営事業者は、組合より小動物の処理の依頼があった場合は処理すること。

第5節 運転管理体制

- 1) 運営事業者は、複合施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合の承諾を得ること。

第6節 関連施設の管理

1 浴場

- 1) 運営事業者は日常点検として、定時ごとに巡視点検及び気温、室温、各浴槽の水温・遊離残留塩素濃度を測定すること。また、利用者が浴室及び脱衣室が正常に使用できるよう管理すること。
- 2) 浴場は関係法令及び条例等を遵守するよう水質試験を行うこと。
- 3) 運営事業者は浴場の環境衛生を保持するため、閉館後清掃を行うこと。また、週2回以上開館前の清掃を行い、月1回以上休館日に半日程度の全清掃を行うこと。

2 物品販売

- 1) 運営事業者は地域貢献施設内において、タオル販売及び自販機での清涼飲料水の販売を行うこと。なお、タオル及び清涼飲料水以外の物品や飲食物の販売は原則として禁止する。
- 2) タオルや清涼飲料水の提供に係る費用は運営事業者の負担とし、得られる収入は運営事業者の収入とする。
- 3) 販売するタオルや清涼飲料水の料金は運営事業者により設定できるものとするが、公共施設での販売に留意した料金設定とし、組合の承諾を得ること。
- 4) 物品販売の営業時間及び休業日は事業者提案とする。

3 トレーニング室

日常点検として、定時ごとに巡視点検を行い、必要に応じて利用者に器具の取扱い説明を行うこと。

4 キッズルーム

- 1) 日常点検として、定時ごとに巡視点検を行い、必要に応じて利用者に遊具やおもちゃの使用方法について説明を行うこと。
- 2) 適宜、おもちゃや絵本などを保管場所に戻し、原状回復に努めること。
- 3) 遊具を投げる等、危険な行為を行う利用者に対しては、保護者、子どもを問わず、公共の場としての理解を求め、利用者全体の安全と安心を確保すること。

- 4) 利用者が交錯するなどの場合には、注意するとともに、混雑の場合には別の遊具を案内するなど、利用者全体の安全を確保すること。

5 イベントの企画・開催

- 1) 運営事業者は関連施設を活用し、利用者向けイベントを行うことができるものとする。
- 2) イベント実施に係る費用は運営事業者の負担とし、得られる収入は運営事業者の収入とする。
- 3) イベント実施に当たっては、企画書を作成の上、組合の承諾を得ること。
- 4) イベントの利用料金は運営事業者により設定できるものとするが、公共施設での開催に留意した料金設定とし、組合の承諾を得ること。
- 5) 環境啓発を目的としたイベントを年1回以上開催すること。

6 多目的広場

- 1) 日常点検として、定時ごとに巡視点検を行うこと。
- 2) 多目的広場は予約制による貸出しとすることから、運営事業者は無断使用のないよう管理すること。

7 利用者数の見込み

- 1) 浴場利用者は1日当たり150人を見込む。
- 2) 地域貢献施設のうち、浴場以外の利用者は1日当たり100人を見込む。

8 共通事項

- 1) 利用者間のトラブルについて、当施設は責任を負わない旨、利用者に周知すること。
- 2) 地域貢献施設への集客向上を目的に、積極的に広報・宣伝活動を行う。
- 3) 利用者ニーズの把握を目的に、定期的にアンケートを実施すること。また、アンケートから得られた結果により、業務内容に反映すること。
- 4) アンケートの設問内容及び目的については、組合の承諾を得ること。また、アンケート結果は組合に報告すること。

第7節 運転計画の作成

- 1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく複合施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画書を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、年間運転計画書に基づき、月間運転計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、年間運転計画書及び月間運転計画書を必要に応じて変更すること。な

お、変更にあたっては組合の承諾を得ること。

- 4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく複合施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画書を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 5) 運営事業者は、年間調達計画書に基づき、月間調達計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

第8節 運転管理記録の作成

- 1) 運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水・薬品使用量等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成しなければならない。作成した運転日報等は組合に提出すること。
- 2) 各記録は本件施設と関連施設別に作成すること。

第9節 焼却残さ等の処理・処分

1 マニュアル・計画書の作成

- 1) 運営事業者は焼却残さ等処理・処分計画書を作成し、自らの責任で焼却残さ等の積載、運搬、処理・処分先の選定を行うこと。
- 2) 残さ運搬業務の実施にあたって、運営事業者は残さ資源化等事業者と連携のもと、残さ運搬マニュアル、残さ運搬業務実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 残さ資源化等業務の実施にあたって、運営事業者は残さ資源化等事業者と連携のもと、残さ資源化等業務マニュアル、残さ資源化等業務実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

2 残さ運搬業務

- 1) 残さ運搬事業者は本件施設から発生した焼却残さ等を残さ資源化等事業者の施設まで適正に運搬を行うこと。これらに係る費用は、運営事業者を通じて支払うものとする。なお、焼却残さ等の車両への積込は運営事業者が行う。
- 2) 残さの運搬にあたっては、契約書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令等を遵守し、確実かつ安全に行うこと。
- 3) 残さ運搬事業者が取得する必要がある許認可は残さ運搬事業者の責任において全て取得すること。
- 4) 残さ運搬事業者は、試運転期間中に本件施設から発生する残さの運搬に協力すること。
- 5) 運営事業者は、残さ運搬事業者を通じて残さ運搬業務のデータを整理し、日報・月報・年報として取りまとめ組合に提出すること。
- 6) 残さ運搬事業者は、業務実施中における重大事故等の緊急事態発生に備え、事前に連絡体制を整え、応急措置に対する準備をすること。
- 7) 残さ運搬事業者が業務上誤って複合施設や第三者等に損害を与えたときは、賠償の責

を負う。この場合遅滞なく組合に報告し、その指示に従い原状に復するものとする。

- 8) 残さ運搬事業者は、業務期間中、本業務の実施上必要と考える保険に加入するものとする。加入する保険の種別等については、残さ運搬事業者の提案によるものとする。

3 残さ資源化等業務

- 1) 残さ資源化等事業者は、業務委託期間を通じて適正に資源化、処理・処分を行うこと。これらに係る費用は、運営事業者を通じて支払うものとする。売却益が発生する場合の帰属先は運営事業者とする。
- 2) 残さの資源化等に当たっては、契約書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令等を遵守し、确实かつ安全に行うこと。
- 3) 残さ資源化等事業者が取得する必要がある許認可は残さ資源化等事業者の責任において全て取得すること。
- 4) 残さ資源化等事業者は、試運転期間中に本件施設から発生する残さの資源化等に協力すること。
- 5) 運営事業者は、残さ資源化等事業者を通じて残さ資源化等業務のデータを整理し、日報・月報・年報として取りまとめ組合に提出すること。
- 6) 残さ資源化等事業者は、業務実施中における重大事故等の緊急事態発生に備え、事前に連絡体制を整え、応急措置に対する準備をすること。
- 7) 残さ資源化等事業者は、業務期間中、本業務の実施上必要と考える保険に加入するものとする。加入する保険の種別等については、残さ資源化等事業者の提案によるものとする。

4 特記

- 1) 組合と残さ運搬事業者及び残さ資源化等事業者との各種調整事項は、運営事業者が主体となって調整を行うこと。
- 2) 焼却残さ等の場外搬出を行うとともに資源化、又は埋立処分を行うこと。
- 3) 焼却残さ等とは、焼却方式の場合は焼却灰（主灰）飛灰（処理後、未処理とも）鉄、アルミ、不燃物等を言い、溶融方式の場合はスラグ、メタル、溶融飛灰（処理後、未処理とも）鉄、アルミ、不燃物等を言い、処理不適物は除くものとする。
- 4) 処理方式をストーカ式焼却炉とする場合の焼却残さ等処理の一部について、年間 960t（月 80t）を羽島市一般廃棄物最終処分場に埋立処分すること。また、運営事業者は、羽島市一般廃棄物最終処分場は運営期間中の継続的な利用が行えるよう組合及び羽島市と埋立処分量について調整すること。なお、羽島市一般廃棄物最終処分場に埋立処分可能な焼却残さ等は、主灰を基本とし、主灰以外の場合は「セメント固化」又は「セメント固化及び薬剤処理」を行った処理後飛灰に限る。
- 5) ストーカ式焼却炉以外の処理方式とする焼却残さ等については、羽島市一般廃棄物最

終処分場への埋立処分は行わない。

- 6) 運営事業者は、羽島市一般廃棄物最終処分場への搬出に際して、羽島市の委託業者による積込み及び本件施設における計量に協力すること。なお、搬出頻度等の詳細については組合及び羽島市と協議して決定する。
- 7) 焼却残さ等の処理は、本組合の基本方針の意向を踏まえ、処理方法及び処理割合について、事業者提案によるものとする。ただし、事業者提案において、年間の焼却残さ等に対し20%以上の資源化率を確保すること。なお、ストーカ式焼却炉における焼却残さ等は、羽島市一般廃棄物最終処分場に埋立処分する分を除く。

第10節 エネルギー利用

1 発電

運営事業者は、電気事業法等の関係法令、関連規制等に準拠し、安全かつ効率的・安定的に本件施設の運転を行い、処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行うこと。

2 電力供給

運営事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーについては、廃熱ボイラを設置し発電することにより、電力として複合施設内で利用するとともに余剰電力は電力会社等へ売電すること。また、運営事業者は事業期間を通じた売電電力量ができる限り多くなるように努めること。なお、逆送電電力は2,470kW以下とすること。

3 太陽光発電

運営事業者は、太陽光により発電し、所内電力として使用すること。

4 熱供給等

運営事業者は、地域貢献施設に熱供給を行うこと。

第11節 性能試験の実施

運営事業者は、要求水準書 設計・建設業務編 「第1章 第6節 2 引渡性能試験」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した期日に実施すること。

第12節 ホームページの作成・運用

- 1) 運営事業者は、組合のホームページとは別に、複合施設専用のホームページを作成し、公開すること。
- 2) 本件施設の施設案内、運転スケジュール、運転状況及び各基準の数値等について積極

的に情報発信すること。

- 3) 地域貢献施設の施設案内、営業日時、利用料金及びイベント情報等について積極的に情報発信すること。
- 4) 情報量や更新頻度等の運用方法は事業者提案とする。なお、閲覧者に興味を促すように工夫すること。
- 5) 公害モニタリング装置のデータを表示できるようにすること。
- 6) ホームページの作成及び更新前には、内容や更新日時等について組合と協議すること。

第13節 その他

- 1) 遺失物の調査の依頼があった場合には、組合の指示に従って、その調査に協力すること。
- 2) 年末年始や大型連休後の搬入車両が多くなる繁忙期は、必要に応じて誘導員を増員し、円滑なごみの受け入れ、場内の混雑や場外の渋滞の軽減に努めること。
- 3) 地域貢献施設利用者により駐車場が混雑した場合又は混雑が予想される場合においても必要に応じて誘導員を配置し、混雑の緩和や安全の確保に努めること。

第4章 維持管理業務

第1節 複合施設の維持管理業務

運営事業者は、本件施設の要求性能を發揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、複合施設の維持管理業務を行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、複合施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

1 用役の調達、管理

- 1) 運営事業者は、複合施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。用役管理は本件施設と地域貢献施設を別に把握できるものとする。
- 2) 災害時等において、本件施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等の供給が途絶えた場合に備えて、本件施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等を常に最大日使用量の3日分以上貯留している状態を保つように管理すること。

2 備品、什器、物品等の調達、管理

- 1) 運営事業者は、複合施設を適切に運転するために、適切な備品、什器、物品等の管理を実施すること。各管理は本件施設と地域貢献施設を別に把握できるものとする。
- 2) 運営事業者は、地域貢献施設の脱衣所に設置する体重計や血圧計等の計測機器の点検整備及び更新を行うこと。
- 3) 運営事業者は、地域貢献施設のトレーニング室に設置するトレーニング器具の点検整備及び更新を行うこと。
- 4) 運営事業者は、地域貢献施設のキッズルームに設置するおもちゃや絵本等を補充、更新すること。

3 保守管理計画書の作成

- 1) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表4.1の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- 3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- 4) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留

意した保守管理を実施すること。

- 5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。

表 4.1 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名		備考
ボイラー	電気事業法	第 42 条 保安規定 第 55 条 定期安全管理審査	定期検査 2年に1回以上
	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 32 条 定期自主検査 第 38 条 性能検査	1月に1回以上 1年に1回以上
タービン	電気事業法	第 42 条 保安規定 第 55 条 定期安全管理審査	定期検査 4年に1回以上
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査	第 34 条 荷重試験等 第 35 条 ブレーキ、ワイヤーロープ等 第 36 条 作業開始前の点検 第 40 条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 作業開始前 2年に1回以上
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 159 条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 1年未満～2年以内に1回以上
	建築基準法	第 12 条	1年に1回以上
第 1 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 67 条 定期自主検査 第 73 条 性能検査	1月に1回以上 1年に1回以上
第 2 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 88 条 定期自主検査	1年に1回以上
小型ボイラー及び小型圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 94 条 定期自主検査	1年に1回以上
計量器	計量法	第 21 条 定期検査	2年に1回以上
貯水槽	水道法施行規則	第 56 条 検査	1年に1回以上
危険物地下タンク貯蔵所	消防法	第 14 条の 3	消防法の規定による
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第 5 条 精密機能検査	3年に1回以上
消防用設備	消防法施行規則	第 31 条の 6 点検の内容及び方法	外観点検 3月に1回以上 機能点検 6月に1回以上 総合点検 1年に1回以上
自家用電気工作物(受変電設備他)	電気事業法	第 42 条 年次点検 月例点検	1年に1回以上 1月に1回以上
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

4 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

5 保守管理実施結果の報告

運営事業者は、保守管理実施結果報告書を作成し組合へ報告すること。

第3節 修繕工事

修繕工事とは、複合施設について劣化した機能の改善又はより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1 補修工事

補修工事とは、複合施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換を指す。

1) 補修工事計画書の作成

- (1) 運営事業者は、表 4.2 を参考に運営期間を通じた複合施設の補修工事計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得ること。
- (3) 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、組合の承諾を得ること。
- (4) 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

表 4.2 補修工事の分類（参考）

作業区分		概要	設備・機器（例）	
補修工事	予防保全	時間基準保全	・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、又はパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全	・摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中又は定期点検において、定量的に測定又は比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、排水設備の腐食等
	事後保全	・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。 ・保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類	

プラント設備、建築設備の例

2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、複合施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

3) 補修工事実施結果の報告

(1) 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。

(2) 運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。

2 更新工事

更新工事とは、複合施設の劣化した機器又は装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

1) 更新工事計画書の作成

(1) 運営事業者は、運営期間を通じた複合施設の更新工事計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

(2) 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得ること。

(3) 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、組合の承諾を得ること。

(4) 更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、複合施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。

3) 更新工事実施結果の報告

(1) 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。

(2) 運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。

3 保全工事

1) 保全工事とは、複合施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

2) 運営事業者は、適切な保全工事を行うこと。特に照明設備、空調設備及び換気設備等

の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、アスファルト舗装工事、構内白線引き等について配慮すること。

- 3) 運営事業者は、保全工事を行った場合は保全工事結果を記載した保全工事实施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。

第4節 清掃

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じ複合施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者や関連施設利用者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。
- 2) 運営事業者は、清掃計画書を作成し、組合の承諾を得ること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を組合へ報告すること。

第5節 維持管理マニュアル

- 1) 運営事業者は、業務期間にわたり複合施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定に当たっては組合の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査

- 1) 運営事業者は、複合施設について3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施し、組合へ報告すること。
- 2) 精密機能検査の結果を踏まえ、複合施設の要求性能を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施

- 1) 運営事業者は、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）令和3年3月改訂 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課」に基づき本業務期間を通じた長寿命化総合計画を作成すること。なお、長寿命化総合計画は、5年に1回以上の頻度で更新し、組合の承諾を得ること。
- 2) 本業務期間を通じた長寿命化総合計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき適宜更新し、その都度、組合の承諾を得ること。なお、更新したメンテナンス等のデータは、運営事業者において過去の履歴を含め集約し管理すること。
- 3) 運営事業者は、長寿命化総合計画に基づき、複合施設の要求性能を維持するために、維持管理を行うこと。なお、維持管理については、過去のメンテナンス等のデータを解析し活用することにより、効果的かつ効率的に行うこと。
- 4) 運営17年目終了時に、最新の長寿命化総合計画並びにそれまでの補修及び維持管理業

務実績を考慮し、稼働 21 年目以降の運転計画が検討できる長寿命化総合計画を作成し、組合の承諾を得ること。

第5章 測定管理業務

第1節 本件施設の測定管理業務

運営事業者は、複合施設の要求性能を發揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表 5.1～表 5.2 に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。なお、作成に当たっては表 5.1～表 5.2 の項目及び頻度と同等以上とすること。

複合施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び組合が合意した場合、表 5.1 に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定に当たっては組合の承諾を得ること。

運営事業者は、測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、組合へ提出すること。

表 5.1 業務期間中の測定項目

区分	計測地点	項目	最低頻度	
処 ご 理 み	ごみ質	受入供給設備	種類組成、三成分、低位発熱量、 単位体積重量、元素組成	1回/月
	焼却灰	灰冷却装置入口	熱しゃく減量	1回/月
環 境	排ガス	煙突	ばいじん、排ガス量、CO濃度	1回/2か月 (各炉)
			硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、 水銀	1回/2か月 (各炉)
	ダイオキ シン類	煙突	排ガス	2回/年(各炉)
		灰ピット	焼却灰	2回/年
		BF出口	飛灰	2回/年(各炉)
		処理物搬送コンベヤ	飛灰処理物又は溶融飛灰処理物	必要に応じて
		放流櫛出口付近	排水	2回/年
	騒音	指定する場所	L50, L5, L95	2回/年
	振動	指定する場所	L50, L10, L90	2回/年
	悪臭	敷地境界(指定する場所)	臭気指数	2回/年
			アンモニア、メチルメルカプタン、硫 化水素、硫化メチル、二硫化メチル、 トリメチルアミン、アセトアルデヒ ド、プロピオンアルデヒド、ノルマル ブチルアルデヒド、イソブチルアルデ ヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イ ソバレルアルデヒド、イソブタノー ル、酢酸エチル、メチルイソブチルケ トン、トルエン、スチレン、キシレン、 プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマ ル吉草酸、イソ吉草酸	2回/年
		脱臭装置出口 (指定する場所)	アンモニア、硫化水素、トリメチルア ミン、プロピオンアルデヒド、ノルマ ルブチルアルデヒド、イソブチルアル デヒド、ノルマルバレルアルデヒド、 イソバレルアルデヒド、イソブタノー ル、酢酸エチル、メチルイソブチルケ トン、トルエン、キシレン	2回/年
		排水 (指定する場所)	臭気指数 メチルメルカプタン、硫化水素、硫化 メチル、二硫化メチル	2回/年
	下水道放 流水質	下水道への排出口	下水の放流水質	2回/年
	浴室水質	地域貢献施設浴室の原湯、 原水、上がり用湯、上がり用 水	色度、濁度、pH値、有機物(全有機炭 素(TOC)の量又は過マンガン酸カリ ウム消費量、大腸菌	1回/年
地域貢献施設浴室の浴槽水		濁度、有機物(全有機炭素(TOC)の量 又は過マンガン酸カリウム消費量、大 腸菌、レジオネラ属菌	4回/年	
処理後飛 灰又は処 理後溶融 飛灰	指定する場所	アルキル水銀化合物、水銀又はその化 合物、カドミウム又はその化合物、鉛 又はその化合物、六価クロム又はその 化合物、ひ素又はその化合物、セレン 又はその化合物、1,4ジオキサンの溶 出量	2回/年	
環 境 作 業	ダイオキ シン類他	指定する場所 (複数箇所)	ダイオキシン類暴露防止対策要綱に 基づく作業環境測定 その他必要なもの	1回/6か月

第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1 要監視基準と停止基準

1) 基準の区分

組合は、運営事業者による本件施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本件施設を停止しなくてはならない基準である。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。

2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本件施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類、水銀とする。

3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 5.2 に示すとおりとする。

表 5.2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/m ³ N]	{ }	1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本件施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.01	1 時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
	塩化水素 [ppm]	{ }		40	
	硫酸化物	K 値 { } { } ppm		K 値 0.12 かつ 20ppm	
	窒素酸化物 [ppm]	{ }		30	
	一酸化炭素 [ppm]	{ }	{ }	30	4 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
		{ }	{ }	100	1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	{ }	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに対応策を実施する。	0.01	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
	水銀 [μg/m ³ N]	{ }	{ }	30	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、当該計測結果を得た日から起算して 60 日以内(当該計測結果が左記の基準値の 1.5 倍以上の場合は 30 日以内)に通常の運転状態及び排出状況において 3 回以上再計測し、定期バッチ計測結果及び再計測結果のうち、最大値及び最小値を除く計測値の平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本件施設の運転を停止する。

煙突出口、乾きガス：O₂ 12%換算値

2 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本件施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- 1) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- 2) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（組合による承諾）
- 3) 改善作業への着手
- 4) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- 5) 作業完了後の運転データの確認（組合による確認）
- 6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本件施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- 1) 停止レベルに至った原因と責任の解明
- 2) 復旧計画の策定（組合による承諾）
- 3) 改善作業への着手
- 4) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- 5) 復旧のための試運転の開始
- 6) 運転データの確認（組合による確認）
- 7) 本件施設の使用再開

4 停止基準値を超過した場合の特別の対応

1) 簡略化した対応

停止基準を上回った理由が、測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- (1) 停止レベルに至った原因と責任の究明
- (2) 改善作業への着手
- (3) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- (4) 運転データの確認（組合による確認）
- (5) 本件施設の使用再開

2) 本件施設で処理を継続できない場合の対応

長期の停止によりごみ処理ができない場合は、代替の処理施設等の手配は運営事業者が行うものとし、処理に係る費用は運営事業者の負担とする。

3) 地域貢献施設の対応

停止基準を上回った場合においては、関連施設の稼働継続について協議するものとする。
この場合における関連施設稼働に必要な電気使用料や燃料使用料は責任者負担とする。

第4節 環境影響評価の事後調査

運営事業者は環境影響評価書において定める事業実施区域及びその周辺地域の環境保全を図ること。事後調査は組合において実施するため、運営事業者は組合に協力すること。

第6章 防災管理業務

第1節 複合施設の防災管理業務

運営事業者は、複合施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。また、災害発生時には施設見学者及び地域貢献施設利用者等を複合施設内の安全な場所に避難誘導できる体制を整えておく等、地域防災に協力を行うこと。

第2節 二次災害の防止

運営事業者は、複合施設全体の防災に努め、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び複合施設へ与える影響を最小限に抑えるように本件施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第3節 緊急対応マニュアルの作成

- 1) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、複合施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。
- 2) 緊急対応マニュアルは施設の計画時点において、想定されるリスク項目別に対応方法を検討し、組合と協議の上作成し、組合の承諾を得ることとする。また、必要に応じて改定すること。
- 3) 緊急対応マニュアル作成において、事故に係るものは「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」に基づいて作成すること。

第4節 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

第5節 防災訓練の実施

運営事業者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

また、訓練の開催は、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。

第6節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合に緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

第7節 関連施設の災害時利活用

1 地域貢献施設

地域貢献施設は緊急避難場所として利用する。なお、羽島市の指定避難場所の指定を受ける予定である。

2 多目的広場

多目的広場は災害ごみの仮置き場として利用する。

第8節 災害等対応マニュアルの作成

運営事業者は、本件施設地域において災害等の不測の事態が発生した場合に備え、事業継続計画等を定めた災害等対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得るものとする。発災時には、人命の保護を最優先し、マニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は作成したマニュアルについて必要に応じて随時改善していくこと。

第7章 関連業務

第1節 複合施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

- 1) 運営事業者は、植栽管理計画を作成して複合施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。また、運営事業者において樹木・緑地等への水撒きも行うこと。
- 2) 多目的広場及びその周辺の草刈り（剪定除く）、ごみ拾い、草・ごみの袋詰め作業は地元発注とするため、運営事業者はスケジュール調整、ごみ袋の回収及び処理等に協力すること。なお、地元発注の草刈り作業並びにごみ拾い等清掃作業は、各年4回程度を予定している。
- 3) 地元への業務発注スケジュールでは対応できない程に繁茂した場合には、適宜、運営事業者において草刈り等を行うこと。

第3節 施設警備・防犯

- 1) 運営事業者は、場内の警備・防犯体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、複合施設警備・防犯体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- 3) 運営事業者は、場内の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- 4) 運営事業者は、本件施設や関連施設の受付時間に応じて門や扉の開錠又は施錠を行うこと。なお、地域貢献施設については、機械警備を実施すること。
- 5) 不審者を発見した場合は警察に速やかに通報し、適切な措置を講じること。

第4節 見学者対応

- 1) 見学者の受付、記録、管理及び説明は、原則として運営事業者において行うこととし、本件施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。
- 2) 行政対応は、運営事業者が組合と協力して実施すること。
- 3) 見学者説明要領書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 4) 見学者説明用パンフレットや説明用映写ソフト、場内案内説明装置の内容更新、追加印刷等を実施すること。内容更新は、運営期間中に3回行うものとし、詳細については組合と協議し、決定すること。パンフレットの見直しにおける増刷部数は、「要求水準書 設計・建設業務編 第2章 第18節 6 説明用備品類」の説明用パンフレット（一般説明用及び小学生用）の部数と同じとする。
- 5) 運営事業者は、本件施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。
- 6) 見学者受入人数の想定については、年間3,600人を想定している。

第5節 周辺住民対応

- 1) 運営事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 2) 運営事業の周辺住民への対応は組合において行うこととするが、組合が必要と認めた場合には周辺住民への協議の場等に出席し、組合への補助を行うこと。
- 3) 組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- 4) 運営事業者は、複合施設の運営・維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに組合に報告し、組合と協議の上対応すること。

第6節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理

1 地域貢献施設用エリア（1～2階）

- 1) 羽島市において、防災備蓄品を納入、管理する。
- 2) 災害発生時の備品等の搬出等については、羽島市において行う。また、災害発生時の対応についても羽島市において行う。

2 組合職員用エリア及び見学者用エリア（3～4階）

- 1) 運営事業者は、次に示す防災備蓄品を納入、管理するものとする。なお、次に示す品目以外の納入については事業者提案とする。
 - (1) 500mL 飲料水ペットボトル [1,800] 本 (150人×4本×3日分)
 - (2) 保存食 [1,350] 食 (150人×3食×3日分)
 - (3) 毛布 [320] 枚 (150人×2枚、予備20枚)
 - (4) マット [150] 枚 (150人×1枚)
 - (5) 簡易トイレ [20] 台 (150人対応)
 - (6) 便座設置袋 [2,250] 袋 (150人×5回×3日)
 - (7) 発電式懐中電灯 [30] 個
- 2) 災害発生時には、備品等の搬出等について組合に協力すること。災害発生時の対応の詳細については組合と協議し、決定すること。
- 3) 災害発生時には、本件施設見学者及び地域貢献施設利用者等が、関係市町の「地域防災計画」で定める避難所に安全に避難移動できるまでの間、一時避難場所となることを想定した施設機能を有するなど、地域防災に協力を行うこと。

第8章 情報管理業務

第1節 複合施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報に漏洩を防止する措置を講ずること。

第2節 運営体制

運営事業者は、次の体制について組合の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ次に示す体制以外の体制についても作成し、組合の承諾を得ること。

- 業務実施体制
- 安全衛生管理体制
- 防災管理体制
- 連絡体制
- 複合施設警備・防犯体制
- 運転管理体制
- 緊急時の連絡体制

第3節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、組合の承諾を得るものとする。運営事業者は、必要に応じ次に示すマニュアル以外のマニュアルも作成し、組合の承諾を得ること。

運営事業者は、組合と協議のうえ、複合施設の運営マニュアルを作成する。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定に当たっては組合の承諾を得ること。

運営マニュアルには次の ~ のマニュアルに関する内容も含めること。

- 運転管理マニュアル
- 維持管理マニュアル
- 測定管理マニュアル
- 緊急対応マニュアル
- 急病等対応マニュアル
- 感染症対策マニュアル
- 災害対応マニュアル
- その他関連業務マニュアル

第4節 運転

- 1) 運営事業者は、複合施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、ごみ搬入量、副生成物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 運転管理記録の詳細項目は、組合と協議の上決定すること。
- 4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第5節 保守管理

- 1) 運営事業者は保守管理計画書及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、保守管理計画書については組合の承諾を得ることとし、保守管理実施結果報告書については組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第6節 補修工事

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、補修工事結果を記載した補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- 3) 運営事業者は、1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 4) 補修工事関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第7節 更新工事

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、更新工事結果を記載した更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- 3) 運営事業者は、1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 4) 更新工事関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第 8 節 保全工事

- 1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第 9 節 作業環境管理

- 1) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第 10 節 清掃実施、植栽管理実施

- 1) 運営事業者は、複合施設に係る清掃計画書及び清掃実施結果報告書、植栽管理計画書及び植栽管理実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 清掃、植栽管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第 11 節 測定管理

- 1) 運営事業者は、表 5.1 及び表 5.2 に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- 3) 運営事業者は、測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、組合へ提出すること。
- 4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 5) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第 12 節 施設情報管理

- 1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 運営事業者は、修繕工事等により、複合施設に変更が生じた場合、各種マニ

アル、図面等を速やかに変更すること。

- 3) 運営事業者は、複合施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、組合へ報告すること。
- 4) 運営事業者は、組合等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第13節 防災管理

- 1) 運営事業者は、緊急対応マニュアル、急病等対応マニュアル及び事故報告書を作成し、緊急対応マニュアル及び急病等対応マニュアルについては組合の承諾を得ることとし、事故報告書については組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 防災管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第14節 業務完了報告

- 1) 運営事業者は、上記第4節から第13節の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- 3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、組合と協議の上決定すること。

第15節 その他管理記録報告

- 1) 運営事業者は、年に2回、財務諸表を組合に提出すること。
- 2) 運営事業者は、複合施設の管理記録すべき項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告書を作成すること。
- 3) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 4) 管理記録報告書については、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第16節 情報セキュリティ

- 1) 運営事業者は、セキュリティソフトの導入（更新）等の情報セキュリティ対策を講じること。
- 2) 運営事業者は、セキュリティポリシーを定め、個人情報の外部漏洩を防止すること。
- 3) 情報セキュリティの詳細な内容については組合と協議の上決定すること。
- 4) 運営事業者又はその従業員は、本業務により知りえた個人情報を第三者に漏らしたり、又は不当な目的に使用してはならない。このことは、契約期間が終了し、又は従業員がその職務を退いた後においても同様とする。

第9章 組合によるモニタリング

第1節 業務実施状況のモニタリング

組合は運営事業者から提出された各種業務の計画及び報告にもとづいて業務の実施状況のモニタリングを行う。

第2節 財務状況のモニタリング

組合は、財務状況等について、運營業務委託契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。なお、モニタリングに要する費用は、運営事業者側に発生する費用を除き、組合の負担とする。

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第435条第2項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、事業報告及びこれらの附属明細書の写しを、毎事業年度経過後3か月以内に提出すること。

本運営事業の実施に重大な影響がある事象が確認された場合には、運営事業者に対し追加資料の提出、当該事象についての報告、説明を求めるほか、必要に応じ専門家による調査確認を実施する。

第3節 運営管理状況のモニタリング

運営事業者は、組合が必要と判断した時に、第三者機関による運営管理状況のモニタリングを受けること。なお、運営管理状況のモニタリングの実施内容及び実施頻度は組合において決定するものとし、その費用は、運営事業者側に発生する費用を除き、組合の負担とする。

第4節 周辺環境のモニタリング

運営事業者は、組合が周辺環境モニタリングを行うに当たっては、全面的に協力すること。